

# 令和6年度 自治会町内会向け 南区感震ブレーカー 補助制度説明会

※自治会・町内会・マンション管理組合単位で感震ブレーカーの導入を検討いただいている南区内の自治会・町内会・マンション管理組合の方（先着100名：1団体上限2名）を対象に、南区感震ブレーカー補助制度の説明会を実施します。

## 日時場所

令和6年6月26日（水）  
10時00分～11時00分（受付は9時45分開始）  
南区役所（南区浦舟町2-3-3）  
7階 701・702会議

## 第1部

通電火災と感震ブレーカーについて

## 第2部

南区感震ブレーカー設置補助制度について

## 参加方法

**令和6年6月12日（水）まで**に下記QRコードを読み込み『横浜市電子申請・届出サービス』から申し込むか、下記担当あて、お電話、もしくは電子メールにてお申込みください。

担当：南区役所総務課防災担当  
TEL:045-341-1225  
電子メール

[mn-bousai@city.yokohama.jp](mailto:mn-bousai@city.yokohama.jp)

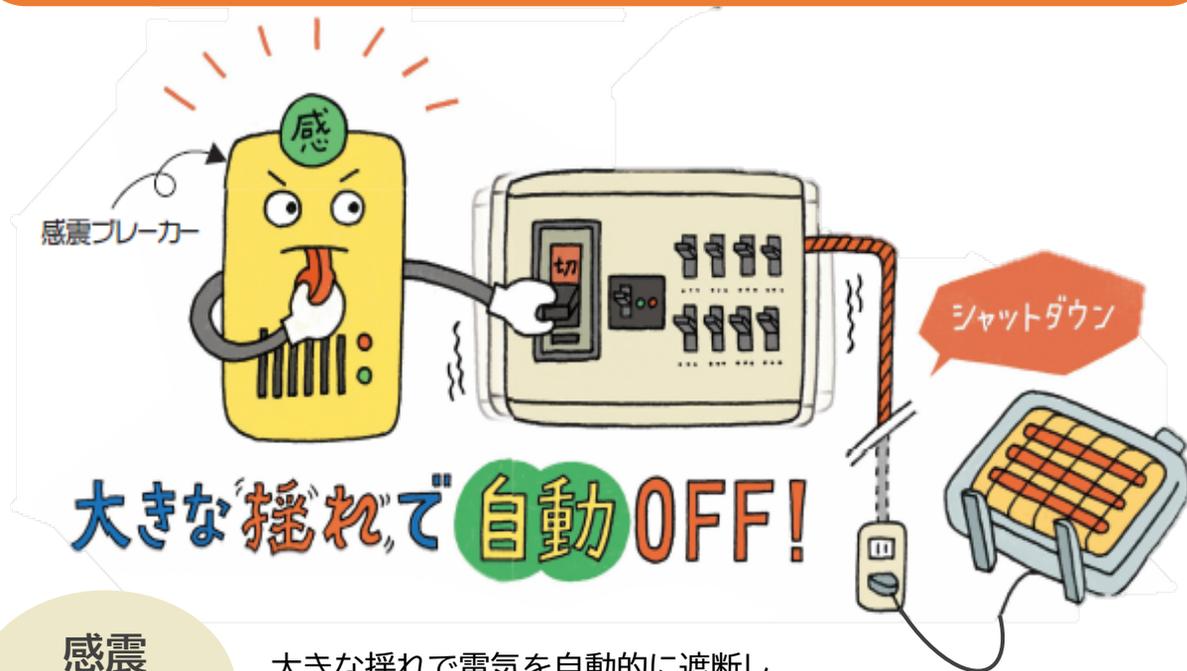
右のQRコード  
を読み込んで申  
込みください



最大  
9/10  
補助

〳〳 横浜市と南区からお知らせ 〳〳

## 地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震  
ブレーカー  
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、  
地震火災の多くの原因と言われている  
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

## 対象地域を 市内全域に拡大

横浜市：先着6,000件  
南区：先着200件

感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を  
最大9/10補助します！

2ページでご確認！

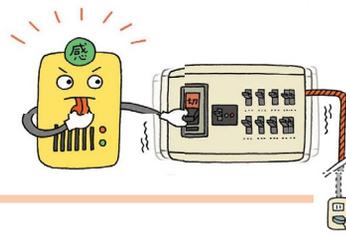
申込期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

# 申込について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大9/10（上限額：器具1個当たり3,600円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×9/10=445,500（端数切捨て） → 補助金額445,000円
補助件数	<b>200個</b> ※200個を超えた場合、全市で6,000個まで1/2補助
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の <b>11器具</b> ）
申込方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申込先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談 申込先 <small>（横浜市が運営を委託しています）</small>	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 電話：045-900-4188



地震火災の  
6割以上は  
「電気」が原因

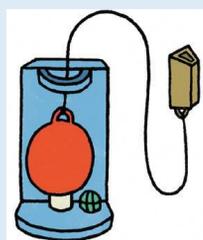


地震火災の  
発生を抑えるのに、  
「感震ブレーカー」  
が役立ちます。

## 注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。  
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

## おもり式



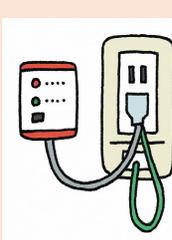
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

## バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

## コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
	ピオマ			
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください  
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



横浜市HP

1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申込/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。</li><li>● 申込内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。</li><li>● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。</li></ul>
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

**【相談・申請窓口】** (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

## 株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012  
横浜市西区みなとみらい3-6-3  
MMパークビル12F  
宛名 株式会社長寿乃里  
感震ブレーカー設置補助受付担当  
電話 045-900-4188

申請期間：令和6年6月1日～11月30日

大地震に備えて！



## ガラス飛散防止フィルムの設置を補助します！

南区役所では、家の中の安全対策として、ご自身で対策することが難しいご家庭（高齢者世帯等）に、ガラス飛散防止フィルムの設置補助を行っています。

フィルムを設置することは、大地震が起こった時の、窓ガラスの飛散によるけがの防止や、**迅速な避難行動**につながりますので、ぜひご活用ください。

### ◆事業の対象

**同居している家族全員**が、下記の①～⑦のいずれかに当てはまる世帯（先着 20 世帯）

- ①65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている方
- ⑥障害者総合支援法の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
- ⑦中学生以下

※①～⑦のいずれにも当てはまらない同居家族がいる場合、申請はできません。

※この事業が利用できるのは一度限りです。以前利用したことのある方は申し込みができません。

### ◆注意事項

ガラスフィルムの設置は、区役所が業者に依頼して行います。ご自身で用意したフィルムの設置や、申請前に、ご自身でガラスフィルム設置業者に施工を依頼した場合は補助の対象とはなりません。

### ◆補助内容

○フィルムの設置費用（単価 7,000 円/㎡（フィルム代込））に対し、設置面積 **5 ㎡**分まで補助します。

○補助率は設置費用の **2/3（補助上限 23,400 円）** です。

【基準表】

設置費用	35,000 円（5 ㎡）
補助率	2/3
補助金額	23,400 円
自己負担額	11,600 円

◆例：設置面積 7 ㎡の場合は、**5 ㎡が補助対象**です。

→49,000 円（設置費用）－23,400 円（補助金額（上限））＝25,600 円（自己負担額）

裏面あり

## ◆申請方法

①申請書と②委任状に必要事項を記入し、③必要な添付書類と併せて、南区役所総務課（6階66番窓口）へ直接あるいは郵送にて、ご提出ください。（※申請書をご希望の方は、南区役所総務課防災担当まで、お問い合わせください。）

添付書類（例）

65歳以上の方は運転免許証、健康保険証等。障害者の方は障害者手帳。要介護者又は要支援者は介護保険証、要介護・要支援の決定通知等を添付してください。

## ◆申請先

まずは、お電話でお問い合わせください。申請書等をお送りします。

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

南区役所総務課防災担当（6階66番窓口）

TEL:341-1225 FAX:241-1151



【参考】～地震への備えは、身近な出来ることから始めましょう！～

## 備えは十分ですか？

災害はいつ起こるかわかりません。もしもの時に備えて、チェックしましょう！



### 家の安全対策

- 家の耐震性に問題はない
- 家具の転倒防止対策をしている
- ドアの前や廊下など避難路にはものを置かないようにしている
- 窓や食器棚などのガラスの飛散防止対策をしている
- 感震ブレーカーなど、出火防止の対策をしている



### 隣近所で助け合う関係を

- 日頃からコミュニケーションをとるなど顔の見える関係をつくっている
- 自治会町内会などの防災訓練へ参加している



### 家族で話し合う

- 災害時の連絡先・連絡方法を確認している
- 近くの避難場所（家族の集合場所）を確認している
- ハザードマップで家の周辺の危険箇所、避難ルートなどを確認している



### 備蓄品の点検

（備蓄する量の目安は最低3日分）

- 飲料水（1人3日分で9L）
- 食料（インスタント食品、缶詰など）
- トイレパック（1人3日分で15個）

広報よこはま 拾い読み

広報よこはまを  
動画で紹介しています

「災害への備え」

広報よこはま拾い読み

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓ 折り線①

2 3 1-8 7 9 0  
0 0 3



横浜市中区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑ 折り線③

↓ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

令和6年度  
年間  
500件

横浜市と南区からのお知らせ

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日  
\*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。  
南区在住の方は器具代の一部も補助します。(先着35世帯まで)

## 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

家具転倒防止器具の購入代金の一部補助【南区のみ】

購入費用の **2/3 (補助上限5,200円)** を補助します。  
さらに、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」による対象地域にお住まいの方は、  
購入費用の **9/10 (補助上限7,200円)** を補助します

## 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。  
※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。また、購入代金の補助対象にもなりませんので、事前にご確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

### 訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。
- ▽ 購入代金の補助申請書を記入し、取付員に提出してください。



第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線